

光の苑通信

地域密着型特別養護老人ホーム 光の苑

令和3年9月1日発行 行事・広報委員会

活動報告

花ユニット

鳥ユニット

風ユニット

月ユニット

挨拶

いつの間にか日差しが穏やかになり、秋の訪れを感じる季節となりました。平素は格段のご厚情を賜り、お礼申しあげます。

さて、地域密着型特別養護老人ホーム及びショートステイ光の苑は令和2年10月1日より花巻市東和町で開所し早1年が経過しようとしています。この間新型コロナウイルスという今まで経験した事のないウイルスが世界で猛威を震い、当施設でも面会制限や施設内での活動自粛など対応してまいりました。お陰様で当施設でのコロナウイルス感染は現在確認されていませんが、一方では面会制限により施設での生活を知る事ができない事や、ご家族様から情報発信してほしいという声も沢山いただきこの度光の苑通信を発行する運びとなりました。

光の苑での日常生活の様子や、ユニット毎の活動内容について3カ月毎に発信させていただきましますので、ご覧いただければ幸いです。

暑さも峠を越え、夏の疲れが出るころですので、ご家族様におかれましてはご自愛くださいますようお願い申し上げます。

施設長 高橋 美加子

花ユニット

梅酒造り・かき氷会

鳥ユニット

スイカ割り・七夕会・花壇づくり

風ユニット

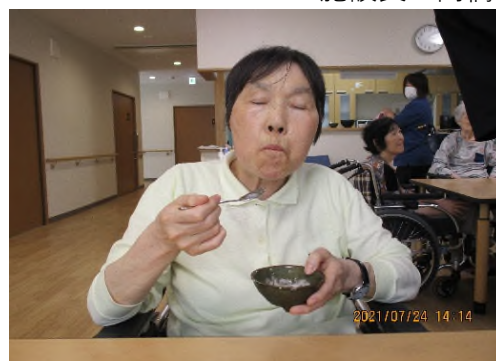
かき氷会

月ユニット

トランプ・かるた大会



梅酒造り



夏はやっぱりかき氷



かるた大会



スイカ割り



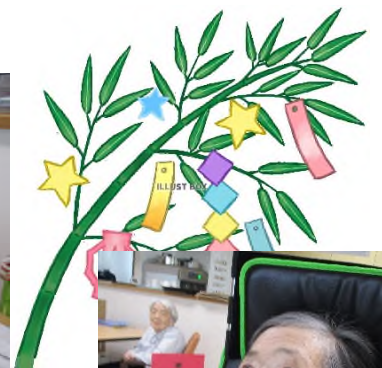
夕は短冊に願いを



ご家族様からの
誕生日プレゼント



差し入れのケーキを！！



ユニット内花壇づくり



お寿司会



お雑煮会



介護でお困り事は何でもご相談ください

〒025-0003 岩手県花巻市東和町土沢8区205番地
特別養護老人ホーム光の苑 ・ ショートステイ光の苑
TEL0198-41-8333 FAX0198-41-8334

令和3年8月1日より介護保険負担限度額が変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方 に対し、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補足給付預貯金額の見直し

	令和3年7月まで	見直し後（R3.8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下（第3段階①）		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後（R3.8月～）	R3.7月まで	見直し後（R3.8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600 円
年金収入等 80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000 円
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	1,360 円	650円	1,300 円

補足給付の対象ではない方 ※	ご負担いただく額は、施設と利用者 の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者 の契約により決められています。
----------------	----------------------------------	----------------------------------

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392 円→1,445円（日額）に変わります。
（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約 770 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	1 4 0， 1 0 0 円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～ 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	9 3， 0 0 0 円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

9月の行事予定

ユニットでの行事を除き今年度は9月に敬老会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全体での行事を取り止める事となりました。しかし、年に1度の敬老の日ですので、完全に中止にするのではなく、ユニット毎に職員による余興や、昼食は天ぷらや紅白餅、蕎麦など普段の食事とは違う食べて見て楽しむ敬老会を企画しております。敬老会の様子については次号の光の苑通信で載せていく予定です。

光の苑 新型コロナウイルス対策・オンライン面会について



令和3年8月12日17時より岩手県独自の緊急事態宣言が発令されました。新型コロナウイルス感染が県内各地で猛威を震う中、光の苑でも短期時間での面会を制限させていただく事となりました。ユニット型施設として、ご自宅のように生活、家族が行き来出来る環境の提供こそ入居者の生きがいや、楽しみに繋がると考えていたため苦渋の決断となりましたが、まずは入居者の安全を第一に考えての判断となりました。解除時期については現在未定ですが岩手県の判断基準である直近1週間の新規感染者数が10万人あたり10人未満になるまでと考えております。オンライン面会「**LINE面会**」については継続していきますので、事前にご連絡いただき予約のうえご利用くださいますようお願いいたします。

光の苑では職員を含め下記の感染対策を実施しております。

1

出勤時検温、
移動時手洗い



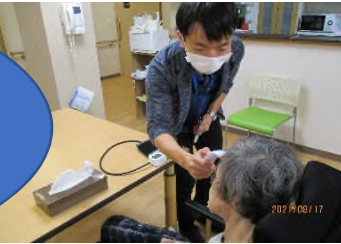
2

勤務中のマスク
着用の徹底



3

入居者の体調、
バイタルチェック



4

徹底した苑内
清掃・消毒



